

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月14日

【四半期会計期間】 第71期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 東邦ホールディングス株式会社

【英訳名】 TOHO HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 CEO 濱田 矩男

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

【電話番号】 03(3419)7893

【事務連絡者氏名】 管理本部長 水澤 義昭

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

【電話番号】 03(3419)7893

【事務連絡者氏名】 管理本部長 水澤 義昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第70期 第1四半期 連結累計期間	第71期 第1四半期 連結累計期間	第70期
	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	299,279	301,349	1,213,342
経常利益 (百万円)	3,856	3,596	25,045
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,305	2,292	14,384
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,028	5,598	22,257
純資産額 (百万円)	189,666	208,686	207,772
総資産額 (百万円)	612,050	670,983	645,799
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	33.56	33.59	209.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	30.47	30.30	190.60
自己資本比率 (%)	30.96	31.08	32.15

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期における医療用医薬品市場は、4月に診療報酬改定が行われ、薬価制度の抜本改革による新薬創出等加算の見直しなどの影響も含め薬価ベースで7.48%の薬価基準引き下げが実施されるなど引き続き厳しい環境下で推移しております。

当社グループは医療・健康・介護に携わる企業集団として、患者様や医療機関様などが抱える課題を解決する顧客支援システムの開発・提案への取り組みや地域包括ケアの構築に貢献することで幅広い分野で存在価値を発揮する付加価値サービス型ビジネスモデルへの変革をグループ全体で推進しております。また、業務の集約化と標準化、人員の適正化を進めることで生産性の向上を図り、安定的な収益の確保と収益レベルの向上に取り組んでおります。

設立から2年目を迎えた共創未来ファーマ(株)については引き続き、高品質・高付加価値なジェネリック医薬品を安定的に供給するとともに製品ラインナップの拡充を図っております。2018年6月末時点での販売製品は15成分42品目となりました。

当第1四半期の連結業績は、売上高301,349百万円（前年同期比0.7%増）、営業利益2,051百万円（前年同期比15.6%減）、経常利益3,596百万円（前年同期比6.7%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益2,292百万円（前年同期比0.6%減）となりました。第2四半期累計業績予想に対する進捗率は、売上高で52.0%、営業利益で48.9%、経常利益で50.7%、親会社株主に帰属する四半期純利益で54.6%となりました。

セグメントの業績の概略は以下のとおりです。

医薬品卸売事業においては、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」に基づき、個々の製品価値に見合った単品単価交渉に努めるとともに、当社・顧客双方の大きな業務負担となっている急配・頻回配送を改善するための施策を推進しました。また、初診受付サービスや、ENIFvoice Coreをはじめとする当社独自の顧客支援システムの普及促進に取り組みました。

その結果、当第1四半期の医薬品卸売事業の売上高は290,868百万円（前年同期比1.4%増）、セグメント利益（営業利益）は2,561百万円（前年同期比15.3%増）となりました。

調剤薬局事業においては、顧客支援システムの活用による店舗業務の効率化と標準化を引き続き推進することで収益性の改善に取り組みましたが、調剤報酬改定の影響を大きく受け、売上高は22,899百万円（前年同期比5.2%減）、セグメント損失（営業損失）は53百万円（前年同期は662百万円のセグメント利益）となりました。

治験施設支援事業では、売上高は89百万円（前年同期比19.9%増）、セグメント利益（営業利益）は30百万円（前年同期比51.1%増）、情報機器販売事業においては、売上高は233百万円（前年同期比17.2%減）、セグメント損失（営業損失）は58百万円となりました。

（注）セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

(2) 財政状態の状況

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて4.5%増加し、478,474百万円となりました。これは、現金及び預金が14,703百万円、受取手形及び売掛金が3,438百万円それぞれ増加したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2.4%増加し、192,509百万円となりました。これは、投資有価証券が5,105百万円増加したこと等によります。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて3.9%増加し、670,983百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて0.9%増加し、394,256百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が5,020百万円増加したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて44.2%増加し、68,040百万円となりました。これは、社債が20,094百万円増加したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて5.5%増加し、462,297百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて0.4%増加し、208,686百万円となりました。これは、利益剰余金が1,264百万円、その他有価証券評価差額金が3,306百万円それぞれ増加した一方、自己株式が3,656百万円増加したこと等によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,000,000
計	192,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	78,270,142	78,270,142	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株でありま す。
計	78,270,142	78,270,142		

(注) 提出日現在発行数には、平成30年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

(ライツプランの内容)

該当事項はありません。

(その他の新株予約権等の状況)

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

2023年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成30年6月25日発行)	
決議年月日	平成30年6月7日
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,973,715(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,348(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,348 資本組入額 1,674
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,100

新株予約権付社債の発行日(平成30年6月25日)における内容を記載しております。

- (注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
2. (1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (2)各本新株予約権の行使時の払込金額(以下、「転換価額」という)は、3,348円とします。
- (3)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整します。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2018年7月9日から2023年6月9日まで(行使請求受付場所現地時間)とします。但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。

上記いずれの場合も、2023年6月9日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をします。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断します。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をします。本記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は（あるいはその両方）本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社とします。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従います。

なお、転換価額は上記2.(3)と同様の調整に服します。

（ ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

（ ）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記3.に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。

(3)当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日		78,270		10,649		46,177

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成30年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,755,600		
	(相互保有株式) 普通株式 38,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,414,500	684,145	
単元未満株式	普通株式 62,042		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	78,270,142		
総株主の議決権		684,145	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権の数3個)含まれておりません。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 提出会社	東京都世田谷区代沢 5-2-1	9,755,600		9,755,600	12.46
(相互保有株式) 酒井薬品株式会社	東京都三鷹市野崎 1-11-22	33,000		33,000	0.04
(相互保有株式) 協栄薬品株式会社	富山県富山市新庄町 44-5	4,000		4,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社ヤマトメディカル	熊本県熊本市北区武蔵ヶ 丘7-2-55	1,000		1,000	0.00
計		9,793,600		9,793,600	12.51

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,943	82,647
受取手形及び売掛金	281,657	285,095
商品及び製品	73,088	73,776
その他	35,313	37,224
貸倒引当金	277	270
流動資産合計	457,724	478,474
固定資産		
有形固定資産	90,709	89,973
無形固定資産		
のれん	2,614	2,175
その他	2,545	2,468
無形固定資産合計	5,159	4,644
投資その他の資産		
投資有価証券	81,718	86,824
その他	13,071	13,616
貸倒引当金	2,584	2,548
投資その他の資産合計	92,206	97,892
固定資産合計	188,075	192,509
資産合計	645,799	670,983

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	369,179	374,200
短期借入金	944	778
未払法人税等	6,335	1,984
賞与引当金	3,541	5,304
役員賞与引当金	69	17
返品調整引当金	344	327
資産除去債務	2	-
その他	10,410	11,643
流動負債合計	390,827	394,256
固定負債		
社債	15,026	35,120
長期借入金	5,898	5,814
退職給付に係る負債	1,918	1,942
資産除去債務	1,093	1,098
負ののれん	24	19
その他	23,238	24,044
固定負債合計	47,200	68,040
負債合計	438,027	462,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,649	10,649
資本剰余金	47,874	47,874
利益剰余金	140,317	141,582
自己株式	16,612	20,269
株主資本合計	182,228	179,836
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29,708	33,015
土地再評価差額金	4,333	4,333
その他の包括利益累計額合計	25,374	28,681
新株予約権	168	168
純資産合計	207,772	208,686
負債純資産合計	645,799	670,983

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	299,279	301,349
売上原価	273,069	275,519
売上総利益	26,210	25,830
販売費及び一般管理費		
役員報酬及び給料手当	10,343	10,423
賞与引当金繰入額	1,727	1,818
役員賞与引当金繰入額	17	17
退職給付費用	53	53
福利厚生費	1,961	1,970
車両費	261	276
貸倒引当金繰入額	11	32
減価償却費	1,085	1,039
のれん償却額	507	439
賃借料	1,760	1,766
租税公課	459	466
仮払消費税の未控除費用	1,333	1,320
その他	4,277	4,218
販売費及び一般管理費合計	23,778	23,778
営業利益	2,431	2,051
営業外収益		
受取利息	13	14
受取配当金	477	528
受取手数料	709	777
負ののれん償却額	6	5
持分法による投資利益	2	19
その他	401	359
営業外収益合計	1,612	1,704
営業外費用		
支払利息	11	7
社債発行費	-	50
不動産賃貸費用	90	66
和解金	59	-
その他	26	35
営業外費用合計	187	159
経常利益	3,856	3,596

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
特別利益		
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	0	-
その他	1	0
特別利益合計	2	2
特別損失		
固定資産処分損	30	0
減損損失	-	16
その他	3	0
特別損失合計	34	17
税金等調整前四半期純利益	3,823	3,581
法人税、住民税及び事業税	1,973	2,185
法人税等調整額	455	896
法人税等合計	1,518	1,289
四半期純利益	2,305	2,292
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,305	2,292

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	2,305	2,292
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	705	3,289
持分法適用会社に対する持分相当額	17	16
その他の包括利益合計	722	3,306
四半期包括利益	3,028	5,598
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,028	5,598
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	1,085百万円	1,039百万円
のれんの償却額	507百万円	439百万円
負ののれんの償却額	6百万円	5百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月11日 取締役会	普通株式	1,031	15	平成29年3月31日	平成29年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月9日 取締役会	普通株式	1,027	15	平成30年3月31日	平成30年6月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	医薬品 卸売事業 (百万円)	調剤薬局 事業 (百万円)	治験施設 支援事業 (百万円)	情報機器 販売事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	274,963	24,051	75	189	299,279		299,279
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	11,845	95		92	12,034	12,034	
計	286,808	24,147	75	281	311,313	12,034	299,279
セグメント利益又は損失()	2,221	662	20	58	2,846	414	2,431

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間の内部取引の消去、未実現利益の消去及び全社費用によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	医薬品 卸売事業 (百万円)	調剤薬局 事業 (百万円)	治験施設 支援事業 (百万円)	情報機器 販売事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	278,268	22,813	89	177	301,349		301,349
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	12,600	85		55	12,741	12,741	
計	290,868	22,899	89	233	314,091	12,741	301,349
セグメント利益又は損失()	2,561	53	30	58	2,480	428	2,051

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間の内部取引の消去、未実現利益の消去及び全社費用によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	33円56銭	33円59銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,305	2,292
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,305	2,292
普通株式の期中平均株式数(株)	68,717,366	68,250,728
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	30円47銭	30円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	2	3
(うち受取利息(税額相当額控除後)(百万円))	(2)	(3)
普通株式増加数(株)	6,866,524	7,277,010
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの 概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成30年5月9日開催の取締役会において、平成30年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり
期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	1,027百万円
1株当たりの金額	15円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年6月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月14日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明 典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 村 竜 平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 川 浩 徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦ホールディングス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東邦ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。